

# 第4回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年10月29日 開会

令和 2 年10月29日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年10月29日 第4回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時33分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

#### 4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第4回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番福田委員、8番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願いをいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年10月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、川流布に住所を有する方。願出目的は、地目変更です。調査結果といたしましては、10月5日に木南委員ほか2名の委員

さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、宅地でありました。

議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、10月5日に現地を確認したところ、既に牛舎等の建物があり、宅地として利用されている状況であります。現況地目は宅地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年10月29日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の3件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、川流布に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては、記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、令和2年6月30日に賃貸借されましたが、令和2年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、川流布に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては、記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成31年1月1日に賃貸借されましたが、令和2年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市に住所を有する方。賃借人は、釧路市に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては、記載のとおりであります。この農地につき

ましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成30年12月25日に賃貸借されましたが、令和2年10月9日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 続いて日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借2件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは初めに所有権移転案件番号17番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年10月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件2件でございます。

番号17番、譲渡人は、川流布に住所を有する方。譲受人は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして52,972.28平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農のため全地売却する。譲受人は、経営の規模拡大であります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書9ページに3条番号17の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号17番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため農地を売買する内容であり、10月8日現地を確認いたしましたところ、農地法第3条第2項の許

可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号番号17番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号17番は原案のとおり決定をいたしました。

次に利用権設定案件番号18番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号7番福田委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで暫時休憩いたします。

(福田委員退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号18番、貸主は、稲穂に住所を有する方。借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、23,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年10月30日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、相続により譲り受けた土地を借主の希望により貸し付ける。借主は、経営の規模拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書10ページに3条番号18の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号18番について地区担当委員に代わり山村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号18番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であり、10月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号番号18番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号18番は原案のとおり決定をいたしました。

ここで議席番号7番、福田委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(福田委員着席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局長より、ただ今の議決結果について報告をしてください。

○坂下事務局長 議案第3号番号18番につきましては、原案のとおり決定をいたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 次に、利用権設定案件番号19番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号19番、貸主は、稲穂に住所を有する方。借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、28,950平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年10月30日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、高齢のため規模を縮小したい。借主は、経営の規模拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書11ページに3条番号19の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号19番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であり、10月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号番号19番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号19番は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。議案第4号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年10月

29日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号4番。申請人は、活平に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

議案書13ページをご覧ください。番号5番。申請人は、万年に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

許可となる根拠といたしましては、農地転用の不許可の例外でございます。農地法第4条第6項のただし書きで、その他政令で定める相当の事由がある時に許可することができるとなっております。その他政令で定める相当の事由とは、農地法施行令第4条第1項第2号へにより、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用とあり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画とは、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。議案書14ページから25ページに番号4から5番の資料として、位置図、配置図、地積測量図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、番号4から5番に係る農業振興地域整備計画からの本申請地の除外につきましては、令和2年8月開催の第2回農業委員会総会でご審議いただき、令和2年10月16日に浦幌町告示第72号で決定公告されております。本申請に伴う許可書の交付は、農地面積が30アール以下のため、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。

議案書13ページをご覧ください。番号6番。申請人は、活平に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として牛舎、糞尿ピット及び倉庫の建設のほか作業用通路となっております。一部非農地の利用がございました。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用の不許可の例外でございます。農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。議案書26ページから35ページに番号6番の資料として、位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、番号6番に係る農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、令和2年8月開催の第2回農業委員会総会でご審議いただき、令和2年10月16日に浦幌町告示第72号で決定公告されております。本申請に伴う許可書の交付につきましては、本案件の面積が30アールを超えるため、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、11月18日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。



(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号4番から6番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号4番から6番は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第4回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時33分閉会